



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 東京都民銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 柿崎 昭裕  
コード番号 8339 東証第一部  
問 合 せ 先 取締役執行役員  
経営企画部長 石塚 康雄  
(TEL 03-3505-2155)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 91 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的及び背景

国際的な金融規制改革の議論において、自己資本の質の充実が求められる中、金融庁より、平成 25 年 3 月 8 日に国内基準行に対する新しい自己資本比率規制に係る告示の改正が公布されました。新基準における自己資本は「コア資本」として一本化され、算入できる項目は普通株式、内部留保、優先株式などに限定されることとなります。

このような背景の下、資本政策の選択肢の多様化を図り、将来における金融環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するために、コア資本に算入可能な優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を行うものです。

本優先株式については、既存株主の株式の即時希薄化を回避する資本増強策として発行を検討していく予定です。具体的には、普通株式への転換を可能とする取得請求権の開始時期の設定の工夫や金銭を対価とする取得条項を付す等、普通株式の希薄化の回避若しくは抑制が可能となる商品性を検討してまいります。

なお、優先株式の内容の一部については、定款ではその要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日 (木)

以 上

<本件に関するお問い合わせ>

東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 150,000,000 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当銀行の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>第 8 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 150,000,000 株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は 140,000,000 株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は 10,000,000 株</u> とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当銀行の単元株式数は、<u>全ての種類の株式</u> <u>について</u>100 株とする。</p> <p>第 8 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p><u>(第一種優先配当金)</u></p> <p>第 11 条の 2</p> <p><u>当銀行は、第 39 条第 1 項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主 (以下、「第一種優先株主」という。)</u> <u>または第一種優先株式の登録株式質権者 (以下、「第一種優先登録株式質権者」という。)</u> <u>に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。)</u> および <u>普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。)</u> <u>に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)</u> に、<u>第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率を乗じて</u></p>

	<p><u>算出した額の金銭の配当金（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。ただし、配当年率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他の有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</u></p> <p><u>ただし、当該事業年度において第 11 条の 3 に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>② ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>
(新設)	<p><u>(第一種優先中間配当金)</u></p> <p><u>第 11 条の 3</u></p> <p><u>当銀行は、第 39 条第 2 項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p>
(新設)	<p><u>(第一種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p><u>第 11 条の 4</u></p> <p><u>当銀行は、残余財産を分配するときは、第</u></p>

(新設)

一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株につき、第一種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を踏まえて第一種優先株式発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を支払う。

② 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第一種優先株主の議決権)

第 11 条の 5

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、又は、(b)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u></p> <p><u>第 11 条の 6</u></p> <p><u>当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第 11 条の 7</u></p> <p><u>第一種優先株主は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める当該優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当銀行に対し、自己の有する第一種優先株式の取得を請求することができる。かかる請求があった場合、当銀行は、第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式を取得するのと引換えに、当該第一種優先株主に対し、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当銀行の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>② 普通株式 1 株当たりの取得価額は、当初、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができる。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正される。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第 11 条の 8</u></p> <p><u>当銀行は、第一種優先株式の発行に先立っ</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>て取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u>  <u>この場合、当銀行は、当該第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、金銭を交付する。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする一斉取得)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 11 条の 9</u></p> <p><u>当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、当該第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当銀行の普通株式を交付する。当銀行は、当該決議により交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>(除斥期間)</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 40 条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払について、これを準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 18 条</u></p> <p><u>第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 17 条の規定は、種類株主総会についてこれを</u></p>

<p>第 18 条～第 39 条（条文省略）</p>	<p><u>準用する。</u></p> <p>② <u>第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第 19 条～第 40 条（現行どおり）</p>
----------------------------	---